

世田谷区都市計画図 1 (地域地区等)

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図 2」に掲載しています。

用途地域・地区計画等のお問い合わせは、

街づくり課へ

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

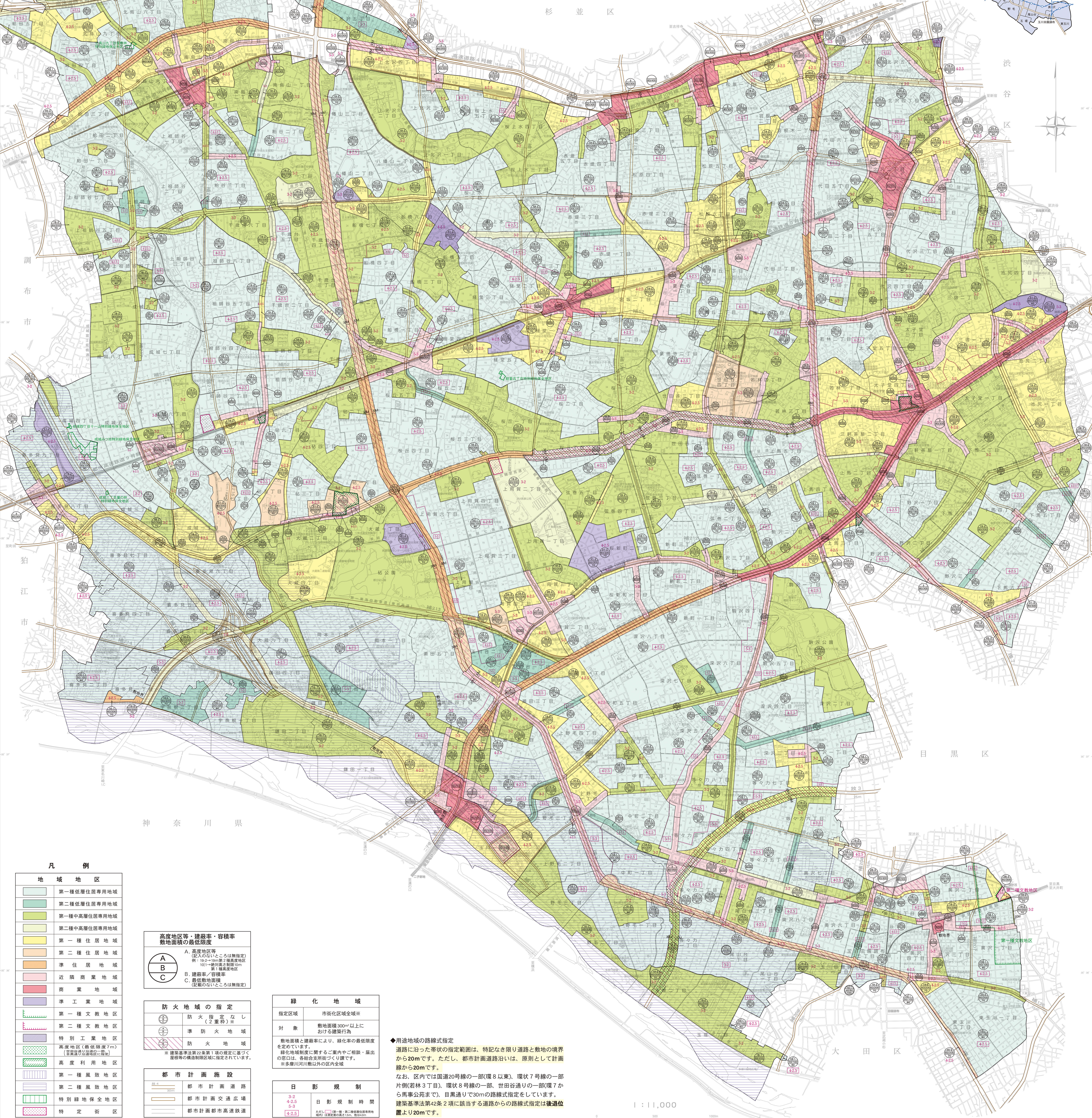
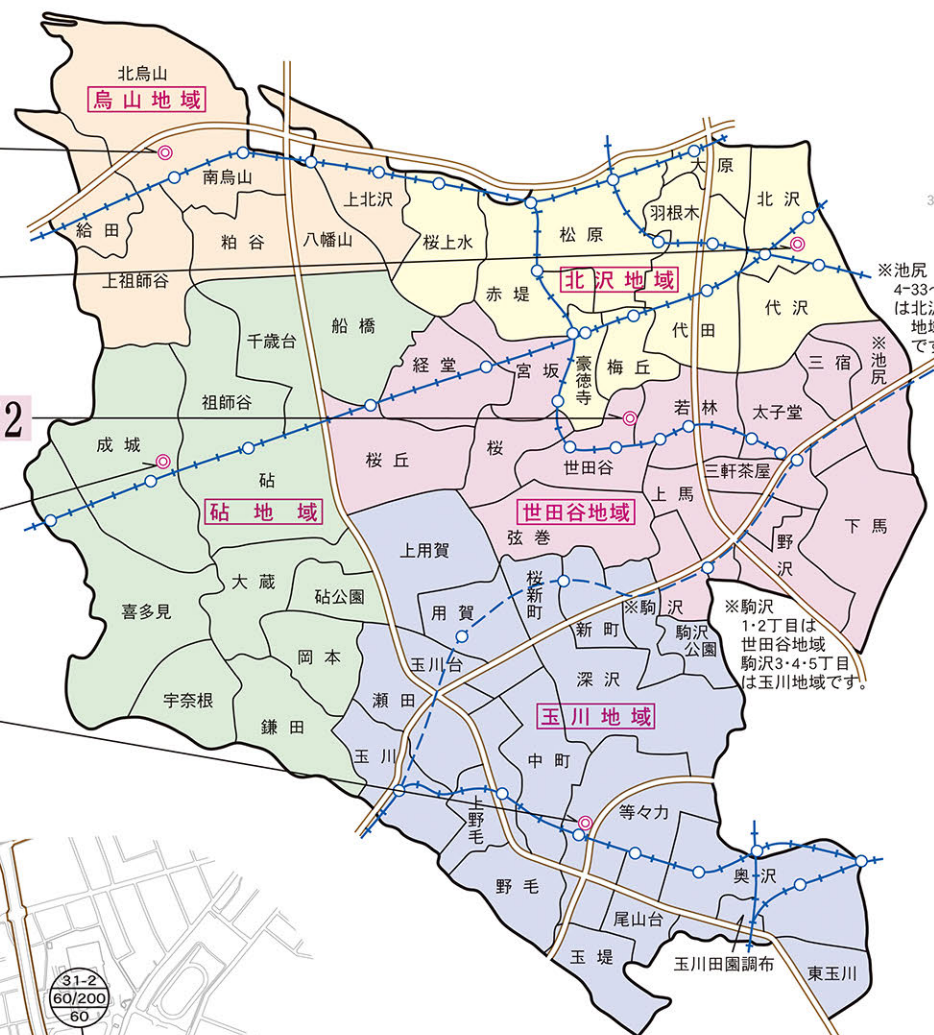
鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618

北沢総合支所 街づくり課 5478-8031

世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872

砧総合支所 街づくり課 3482-2594

玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



凡 例	
地域地区	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
第一種文教地区	
第二種文教地区	
特別工業地区	
高度地区(最低限度7m) (目黒通り沿道地区に附属)	
高度利用地区	
第一種風致地区	
第二種風致地区	
特別緑地保全地区	
特定街区	

高度地区等・建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
A. 高度地区等 (記入のないところは無指定) 例: 19.2→10m第2種高度地区 10.1→10m第1種高度地区 第1種高度地区	
B. 建蔽率・容積率 (記載のないところは無指定)	
防火地域の指定	
防火指定なし (2重枠)※	
準防火地域	
防火地域	
都市計画施設	
35.4 500m	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上 における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を 定めています。 ※緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所街づくり課です。 ※多摩川(河川敷以外)の区内全域	
日影規制	
3.2 4.2.5 6.3 4.2.5	日影規制時間
※日影規制の種類は、都市計画図2の裏面に一覧表があります。	

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以东)、環状7号線の一部
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7か
ら馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。

本図に示す地域地区等の計画線は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。また掲載されている情報以外にも、その他規制がある場合がありますので、詳細については東京都都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に備え置く指定図で確認してください。日影規制の詳細についても、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)で確認してください。

「(承認番号) 8都市基設部第214号、令和6年10月29日」

この地図は、「世田谷区白地図データベース」を使用して作成したものです。
[世田谷区白地図データベース]の著作権は、国府県(株)に帰属します。

東京都建設局第214号-22 第03(2007)1701号 [株]中央ジマックス